

# 3

## 望ましいまちの姿

市民が郷土を愛し、自らの街を住みよい幸せな街とするため、市民憲章では、本市が未来に向かって希求するまちの姿として「うるおいの文化都市」を掲げています。

こうした理念のもと、本市は市民生活における利便性と自然環境とが調和する、住環境に恵まれた都市として発展を続け、多くの市民から「愛着のあるまち」、「住み続けたいまち」として評価されています。

今日、日本全体が低成長時代に移行し、自治体においても今後、困難な時代が予想される中、こうした特性は市の宝として、次代を担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

本市の持つ優れた特性を、将来に向かって発展させていくためには、市が中心となって進めるまちづくりだけでなく、市民・地域が主体の自立したまちづくりに、ともに取り組むことが重要となります。そのため、「市民」「地域」「市」それぞれがパートナーとしてお互いを尊重し、協働して進めるまちづくりを望ましいまちの姿として描きます。

### (1) 将来都市像

本市の将来都市像を、次のとおりとします。

## 『 所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市 』

### ◆◆ 将来都市像に込められた想い ◆◆

#### ～ 「 選ばれるまち 」 をめざして ～

本構想では、所沢から発信する「みどりと笑顔にあふれる自立都市」を全国にアピールするとともに、航空発祥の地といった本市の歴史や魅力を活かし、「所沢」というブランド\*の形成に努めていきます。

そして、他の自治体から目標とされるまち、より多くの人に選ばれるまちをめざし、将来都市像の実現を図ります。

\*ブランド…銘柄の個性。他の銘柄と異なる明確な差別性があること。

## ～「みどりと笑顔にあふれるまち」をめざして～

将来都市像に込められた想いを実現するためには、本市のめざすべきまちの姿を誰もが共有できる具体的なイメージが必要です。そこで、将来都市像がめざすまちの姿を、「希望」「資源」「誇り」「活力」の4つのキーワードをもとにイメージします。

「希望」は、誰もがまちづくりに参画でき、未来を次代の子もたちと共有できるまちを、「資源」は、豊かなみどりや文化遺産、人や地域などの資源を活かし、市民生活をより豊かにするまちを、「誇り」は、住んでいることに誇りを持ち、自然と調和した人にやさしいまちを、そして「活力」は、身近な産業や生涯学習などから、活気やにぎわいを創出するまちをイメージしています。

## ～「市民・地域・市がともに自立を進めるまち」をめざして～

本構想では、市が自治体としての自立をさらに進めるまち、市民が地域の課題などに主体的に取り組むまちを『自立都市』と位置付けます。

本市では、これまでも国や県からの権限移譲<sup>\*</sup>などを進めてきましたが、現在も保健衛生や環境保全といった、市民生活に直接的・間接的に関わる課題については、その動向に少なからず影響を受けています。このことから、国や県が展開している施策について、それぞれの役割分担を踏まえ、市民の視点にたったサービスの向上を図ることが求められています。

また、市民意識の高まりにより、市民や地域が主体となって取り組む、新たなコミュニティが生まれつつあることから、そうした活力を地域福祉や地域コミュニティ、地域おこしなどに活かすことで、地域から発せられるさまざまなニーズに対して、市民が主体的に取り組み、地域の特性に合わせた対応を図ることができます。

そのため、市においては「国や県からの自立」を、地域においては「市民自らが考えて行動する自立」をより一層進めることが重要となります。

こうしたことから、本市では計画期間中を、自立に向けた取り組みを積極的に展開する時期と捉え、そのための制度活用なども視野に入れながら、「自立都市」の実現をめざします。

<sup>\*</sup>権限移譲…地域住民の意向を反映した主体的な意思決定や地域の特色を活かした行政の展開を図るため、従来、国や都道府県が担っていた権限を市町村に移し、移譲先の市町村において事務処理を行うことができるようにすること。

## ◆◆ 将来都市像の実現に向けて ◆◆

### ～ 総合的に取り組む重点課題 ～

将来都市像の実現に向けて、各分野に共通する課題や分野間相互の連携を図る共通テーマについては、政策や組織にとらわれずに取り組むを進める必要があります。

そのため、こうした課題を「総合的に取り組む重点課題」として基本計画に位置付け、取り組みを進めます。

### ～ 8つのまちづくりの目標 ～

将来都市像を実現するために、8つの分野ごとに「まちづくりの目標」を掲げ、これらの達成に取り組めます。

- 参加とふれあいで成り立つコミュニティをめざします（コミュニティ分野）
- 市民・地域・市が協力し 安心して暮らせるまちをめざします（安心・安全分野）
- 思いやりの心で支え合う 幸せに暮らせるまちをつくります（健康・福祉分野）
- 教育の充実、文化・スポーツの活性化で 所沢の魅力を高めます（教育・文化・スポーツ分野）
- 資源・特性を活かし 産業の活性化やにぎわいの創出を進めます（産業・経済分野）
- 豊かな自然と共生する持続的発展可能なまちをめざします（環境・自然分野）
- 誰もが安全で快適に暮らせる 自然と調和した街づくりを進めます（街づくり分野）
- 効率的・効果的な行財政運営により総合計画を進めます（行財政運営分野）

## （2）将来人口

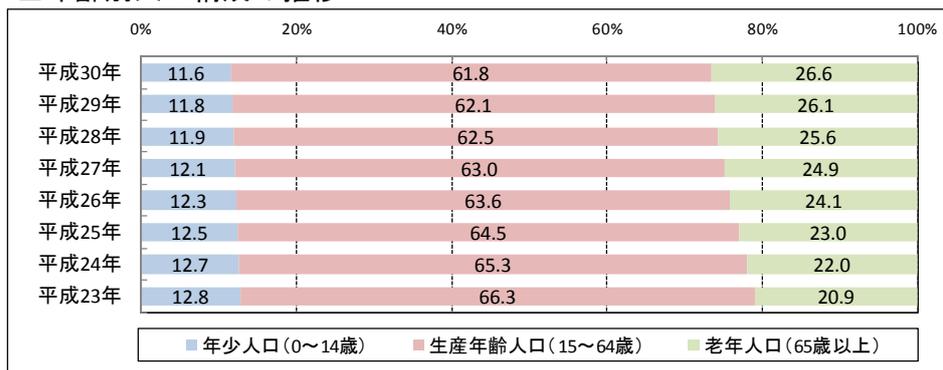
本市では、人口が減少傾向に転じる時期を延伸し、その規模を維持します。

本市の人口推計では、平成25(2013)年にピークを迎え、その後減少に転じ、平成31(2019)年には34万人を割り込むものとされています。

また、人口構成においては、既に年少人口や生産年齢人口の割合は低くなり始めています。人口の減少は、市の活力の喪失につながります。

そこで、本市では「選ばれるまち」の実現により、若者や子育て世代にとって魅力あるまちづくりを進める中で、34万規模の人口を維持するものです。

■年齢別人口構成の推移



(資料：政策企画課)

### (3) 土地利用構想

土地は、現在そして将来にわたり、かけがえのない貴重な資源であるとともに、市民生活や産業活動などの基盤となるものであり、将来都市像の実現に大きくかかわってきます。

土地利用にあたっては公共の福祉を優先に、地域の特性を活かしながら、秩序ある発展を図るため、総合的かつ計画的に行います。

#### ① 現状

本市は、市域の約4割が市街化区域<sup>※</sup>に、残りの約6割が市街化調整区域<sup>※</sup>に指定されています。

市街化区域においては、住居系の用途地域<sup>※</sup>が9割を超えており、住宅中心の都市となっています。一方、市街化調整区域には、昔からの集落を囲む豊かなみどりや農地などが残されています。

所沢駅をはじめとする主要な駅周辺は、商業・業務施設が集積し、地域の生活拠点やレクリエーションの場となっています。

市の中央部には、市役所、市民文化センター、所沢航空記念公園などの公共公益施設が整備され、広大な米軍所沢通信基地も位置しています。

また、国道463号沿いや関越自動車道・所沢インターチェンジ周辺地域には、サービス・流通系施設などが見受けられ、近年は工場跡地などを利用した大型店舗やマンションが建設されるなど、土地利用にも変化が見られます。

#### ② 土地利用の基本方針

本市の歴史と自然を守り育て、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市的土地利用（住宅用地、商業・業務用地、工業用地など）と自然的土地利用（農地、山林、河川など）の適正な配置により、調和のとれた土地利用を進めます。

##### ア 自然環境との共生に配慮した土地利用

潤いと恵みをもたらす豊かな自然や美しい景観などの資源を、次世代に継承していくために、無秩序な開発を防止して緑地などの維持・保全に努めるとともに、これらの豊かな自然を活かした土地利用を進めることで、環境との共生に配慮し、自然環境に負荷を与えない持続可能な発展を図ります。

##### イ 良好な居住環境の形成をめざした土地利用

市街地における快適な居住環境を維持し、利便性を向上させるため、計画的に都市基盤の整備改善を進め、子どもから高齢者まで安心して暮らせる、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

##### ウ 都市拠点の形成をめざした土地利用

都市としての自立性や活力の創出に向けて、多様な都市機能が集積する中心市街地や鉄道駅周辺においては、商業・業務施設の集積や市街地整備などにより、活気とにぎわいに満ちた都市活動を可能とするための拠点の形成を図ります。

##### エ 土地利用の転換

社会経済情勢を踏まえ、市域を総合的に捉えた適正な土地利用の転換を図ります。

※市街化区域・市街化調整区域…無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域及び市街化調整区域に区分している。市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域。（都市計画法第7条）  
※用途地域…都市計画法に基づき、都市の望ましい市街地の形成を誘導するため、建築物の用途、建ぺい率、容積率などを規制する制度。